みんぱくリポジトリ
国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnolo

日本における民法施行前の「講」と現代非営利組織（NPO）との特性の共通性

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2014-05-07 キーワード (Ja): キーワード (En): NPO｜Ko｜Kan-on-ko｜Isshin-ko｜Koeki-Hojin 作成者: 出口, 正之 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00003825

国立民族学博物館研究報告38(3): 299-335 (2014)

日本における民法施行前の「講」と現代非営利組織（NPO）との特性の共通性

出　口　正　之*

Similarities between the *"Ko"* of the Pre-Civil Code era and present day Nonprofit Organizations (NPOs) in Japan

Masayuki Deguchi

日本の非営利組織（NPO）の法制的な整備は 1898 年の民法の施行に始まる。100 年後の 1998 年に特定非営利活動促進法が施行された後，「NPO」という用語が広がったため，日本における非営利組織は比較的新しいものという主張が広まり，日本の伝統的組織との連続性が必ずしもしっかりと認識されてこなかった。それに対して，今田忠は江戸時代設立した講で現存する講があることから，講は日本の NPO の 1 つのルーツであると主張した。

本稿では明治民法成立前の時点での「講」の特性と，現代の非営利組織の特性とを比較した。感恩講と一新講という明治民法施行前から存在していた 2 つ講を事例に取り上げ，目的，運営，ガバナンスなどを検討した。感恩講は，財産を維持し，理事会に相当する意思決定機関を有して，現代の財団の特性と共通する。また，一新講は社員に相当する講員を有し，社員総会による意思決定を行っていた。両講ともに，明治民法施行前時点ですでに現代的な意味での非営利組織としての特性を有していたことが明らかになり，今田説を強く支持することとなった。

The law on nonprofit organizations (NPOs) in Japan was put into effect on the enactment of the Civil Code in 1898. The Specified Nonprofit Activities Promotion Act was promulgated in 1998. The Roman letter acronym "NPO" has been in almost exclusive use since the latter act came into force. In consequence, it has been widely supposed that nonprofit organizations in Japan are relatively new and that there is no continuous relation between con-

*国立民族学博物館民族文化研究部

Key Words：NPO, *Ko*, *Kan-on-ko*, *Isshin-ko*, *Koeki-Hojin*
キーワード：NPO，講，感恩講，一新講，公益法人

temporary NPOs and traditional organizations. Makoto Imada, on the contrary, has put forward the hypothesis that the traditional Japanese organization, or *"Ko",* is one of the roots of today's NPOs, because a *"Ko"* established in the Edo period has survived up to the present.

This paper takes as case studies two *" Ko" :* the *"Kan-on-ko"* and the *"Isshin-ko"* of the pre-Civil Code era and examines their missions, purposes and governance. The *"Kan-on-ko"* had sustained endowment and a board of directors. These can be pointed out as characteristics of a foundation. The *"Isshin-ko"* had both members and a general meeting of members as a decision-making body. These can be pointed out as characteristics of an association. They are characteristics sufficient for modern nonprofit organizations. It will be found that multiple modern factors exist among the *"Ko"* of the Pre-Civil Code era. Hence, this paper endorses Imada's hypothesis.

1　はじめに
2　2つの講との出会い
　2.1　国際的な研究との接点
　2.2　講の研究
　2.3　非営利組織論的研究としての感恩講と一新講
3　感恩講
　3.1　設立の経緯
　3.2　組織の目的
　3.3　組織の運営
4　一新講
　4.1　設立の経緯
　4.2　設立の目的
　4.3　組織の運営
5　現代の非営利組織と比較した感恩講と一新講
　5.1　JHCNP の「構造―作業定義」による非営利組織としての実証
　5.2　感恩講と一新講の対照性
　　5.2.1　社団と財団
　　5.2.2　公益目的と共益目的
　　5.2.3　地域型と離散型
　　5.2.4「橋渡し型」と「結束型」ソーシャル・キャピタル
　5.3　一新講と現代の組織
6　おわりに
謝辞

1　はじめに

日本の非営利組織の制度は，1898（明治 31）年に施行された改正前民法（1896 年 4 月 27 日法律第 89 号）の公益法人制度によって始まった。同法では 33 条に「法人ハ本法其他ノ法律ノ規定ニ依ルニアラサレハ成立スルコトヲ得ス」と法人法定主義の原則を採用している。その上で，34 条に非営利かつ公益の法人（いわゆる公益法人），35 条に営利法人を規定していた。すなわち，法人は法律に基づかなければ設立できないが，法律に規定している法人類型は「公益法人」と「営利法人」の二つだけだったのである。「営利―非営利」という軸と「公益―非公益（共益）」という軸は実は異なる。「営利法人」と「非営利法人」とに区分していれば，どのタイプの団体も民法に基づき法人となれたのだが，35 条の「営利法人」と 34 条の「非営利かつ公益の法人」だけの規定になったため，「非営利かつ非公益」の団体（多くは共益の団体）の法人化への道が閉ざされてしまっていたことは長く問題として指摘されていた（田中 1980; 今田 1993; 山内・出口 2000; 初谷 2001）。

公益法人については，同法 34 条で，「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得」と規定され，「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸」が公益の例示として挙げられていた。ところが，第二次世界大戦後，例示の活動のうち「祭祀、宗教」は宗教法人法（1951 年 4 月 3 日法律第 126 号）による宗教法人に，「慈善」は社会福祉事業法（現社会福祉法　1951 年 3 月 29 日法律第 45 号）による社会福祉法人に，「学術、技芸」は私立学校法（1949 年 12 月 15 日法律第 270 号）に基づく学校法人にと，それぞれ特別法が制定され，民法上の公益法人ではなくなった。つまり，民法法人でありながら公益法人は民法上例示されている活動が抜け，「其他公益」のところだけが事実上機能していたことになる。明治の民法施行時に公益法人となった代表的な法人は，ほとんどが学校法人，社会福祉法人その他の法人格に姿を変えている。その結果，公益法人という形態のままで現代まで活動を継続している法人は非常に少ない[1)]。

さらに，最近では 1998（平成 10）年の特定非営利活動促進法（1998 年 3 月 25 日法律第 7 号）の成立・施行があって，公益に関する社団については制度が輻輳することになった。空白の団体だった非営利かつ非公益の団体の法人格取得への道が開けたのは，実に今世紀に入って中間法人法（2001 年 6 月 15 日法律第 49 号）の成立後である。

明治民法施行前から存在していた組織が，今でも知られていないわけではない。た

とえば，当時の学校などは，民法設立前から，事実上，権利義務の主体として存在していた（林 1972: 156–157）。慶応義塾は「慶応義塾維持社中」として，義塾理事委員は維持社中の互選によって 21 名を選出し，林寿二は，これを「法人格なき社団」と捉え，立教学院や後に国学院大学となる皇典考究所を「法人格なき財団」と捉えている[2]（林 1972: 189）。学校について言えば，民法成立前に淵源を持つものは多く，また，現在でも組織として存続しているため，一般社会でもその認知は高いであろう。

このように非営利組織は，実質的に民法成立以前から広く存在しており，民法の施行とともに，公益法人へ移行したと考えられる。しかし，特別法による法人格の変更，特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人（いわゆる NPO 法人）の存在などによって，非営利組織（Nonprofit Organization すなわち NPO）[3] といったときに，日本においては過去からの連続性がきわめて曖昧に論ぜられてしまった。私立学校は，世界的にも非営利組織の典型と考えられるが，日本のような複雑な法制度では，「私立学校は NPO である」という主張は容易には受け入れられないであろう。こうした用語法上の問題について，今田忠は，「NPO という用語について混乱が生じ正しい理解が妨げられている」として，「例えば日本では NPO の歴史は 10 年にもならず，また，極めて小規模であるのに対し，アメリカでは建国以来 NPO の長い歴史があり，規模も大きいというような記述」の存在を指摘し（今田 2006: i），強い憂慮を表明している。公益法人と他の法人格の法人等との「非営利組織としての同一性」を無視したこの種の指摘が繰り返された結果，日本の非営利組織とりわけ庶民組織の歴史的な連続性に対しての誤解が広がったと考えられる。こうした観点から，今田は日本の非営利組織と前近代の組織との連続性を強調し，「講は結とともに日本でもっとも発達し普及した非営利の組織概念で，現在でも在来の生活慣習を残す農村部や古い街に生きている。」（今田 2006: 11）と述べ，講は日本の非営利組織の代表であることを強調した。しかし，明治以前に存在していた講を丁寧に考察しているが，古くからの講が果たして現代でいう非営利組織であったかどうかについての検討はさらに進める必要があるだろう。

そこで，本稿はこの今田説を具体的に検証してみることを目的とする。その際，個別組織が生き延びたかどうかを以て，「連続性」を測ろうとすることにのみ関心を置くわけではない。そのような意味での連続性は，非営利組織である私立学校の事例を列挙すれば事足りるからである。むしろ，仮に設立や解散を繰り返していたとしても，現代的な意味での非営利組織が，日本の伝統的組織の中に存在していたか否かについて，本稿ではその特性によって示すべきだという考え方に重点を置いている。明

治期から現代までの金融環境の変化，インフレ率の高さは膨大なものに達し，実際に，明治期に百円単位の金額で設立された財団が，億円単位でないと通常は存続しえない現代に残っているかどうかは，運によるところも大きいだろう。私学助成金という形での国からの補助金が組織存続の大きな要因となった私立大学とは異なり，庶民組織としての講は，基本的には講員からの会費，寄付金しか収入源を持たないので，金融の環境変化には極めて脆弱だったからである。したがって，本稿で考察している「連続性」とは，組織としての存続性をいうのではなく，非営利組織としての「特性の連続性」のことをいう。かつては庶民が会費を集めるための組織を「講」と呼んでいたものを，今は単に「NPO」と呼んでいたとしたら，その間には，個別組織としての存続性はないものの，「特性の共通性」は存在しているからである。そこで，本稿では民法施行前の講を取り上げて，一次資料を用いながら，それらが現代の非営利組織の特性と共通性を有するのかどうかによって，今田説を検証していく。

2　2つの講との出会い

2.1　国際的な研究との接点

民法成立前の講を非営利組織として取り上げるのにはもう1つの理由がある。それは国際的な研究との接点である。

非営利組織研究を牽引し続けている，ジョンズ・ホプキンス大学のレスター・サラモン（Lester M. Salamon）は，『フォーリン・アフェアーズ』誌上で，世界中で非営利セクターの台頭が激しく，「世界規模の非営利革命」（Global Associational Revolution）が生じていることを指摘した（Salamon 1994）。それは，19世紀の国民国家の成立と同程度の影響を与えているというセンセーショナルな内容であるとともに，12カ国の国際比較による実証研究プロジェクト（The Johns Hopkins Comparative Nonprofit Sector Project 以下「JHCNP」という）の結果をもとにしていたため，各界から注目された。

従来，非営利・非政府のセクターは，各国でNPOs，NGOs（Nongovernmental Organizations），CSOs（Civil Society Organizations），Voluntary Sector，Third Sector，Charitable Organizations，公益法人など様々な名称で存在していたため，それらが政府セクターや企業セクターに並置されうる1つのセクターであるという点は必ずしも十分に認識されていなかった。サラモンは，それらを1つの非営利セクターとして見た

時に，各国とも企業のセクターを上回るスピードで成長し，かつ社会的重要性が急激に大きくなっていることを指摘したのである。

もちろん，非営利セクターの各種の団体については，さまざまな観点から個別に研究されていたが，サラモンを契機として，非営利セクター全体に，学術的な関心が集まるようになった。

世界全体を鳥瞰したサラモンの論文は，わずか 13 ページにすぎないが，その中で，我々日本の研究者には注目すべき記述がある。

「（現代までつづく）現代日本の最初の財団である *the Society of Gratitude* は，1829 年に裕福な商人によって設立された。これは米国が最初の助成財団を設立する，ほぼ 1 世紀前のことである。」（筆者訳）（Salamon 1994: 120）。前述の「例えば日本では NPO の歴史は 10 年にもならず」という言説からすれば，この記述が如何に衝撃的なものかはわかるはずである。ところで，1994 年に出版された『中央公論』の同論文日本語訳では "*the Society of Gratitude*" の部分は「報徳社」となっている（サラモン 1994）。また，この論文は，翌 1995 年には，単行本（Salamon 1995）として出版され，江上哲監訳の日本語の単行本（サラモン 2007）に収められた。江上訳でもこの組織は「報徳社」と訳されている。ところが，最初の報徳社である下石田報徳社の設立は 1847 年である（今田 2006: 15）。報徳社関連で 1829 年という年は関係があり得ない。それでは，"*the Society of Gratitude*" とは具体的にどの組織を指すのかという疑問が湧く。

そこで，サラモンが "*the Society of Gratitude*" のことを記述するに至った経緯を調べてみよう。サラモンらは，1990 年 5 月から，世界 12 か国（途中から 13 か国）の非営利セクターの国際比較研究プロジェクト JHCNP をスタートさせた。JHCNP では，各国共通の非営利セクターの定義をつくり，各国非営利セクターの範囲，構造，歴史，法制度，役割を研究していた（Salamon and Anheier 1996）。

1990 年後半からその成果は次々と出版され，日本の部分については，山本正編（Yamamoto Tadashi ed. 1998）が出版された。この過程で，当時，研究チームの一員で，非営利セクターの定義に関わっていた雨森孝悦（Takayoshi Amenomori）は，サラモン・アンハイアー編（Salamon and Anheier 1997）の非営利セクターの定義に関する本の中の "Japan" という章で，この部分を次のように記した。

> *the Kan-on-kō* は社会福祉及び救済の分野で大規模な組織的な助成財団の 1 つであると見なされるかもしれない。同組織は佐竹義厚の御用商人那波三郎右衛門祐生が秋田藩内での貧困対策として巨額の寄付を申し入れた 1829 年に設立された。（筆者訳）
>
> （Amenomori 1997: 191）

これは研究プロジェクトの一環として記載されたものであって，サラモンの“*the Society of Gratitude*”とは“*the Kan-on-kō*”の英訳であり，秋田藩内で那波三郎右衛門祐生が1829年に設立したものであることがわかる。これに相当する組織として，那波三郎右衛門祐生が1829年に「感恩講」という組織を設立し，かつ，祐生が設立した組織のうち同音別名の組織はないことから，“*the Society of Gratitude*”は，江上訳の「報徳社」ではなく，「感恩講」を示すことが明らかである。

「米国の最初の助成財団よりもほぼ1世紀も前のこと」というという記述は，あたかも，秋田藩内の講が，米国の近代助成財団の中でも最も古い部類に属することを強く印象付ける。実際，カーネギー財団が1911年に，ロックフェラー財団が1913年に，それぞれ設立されており，米国の非営利組織研究者の間では，これらの米国大型財団が助成財団の嚆矢であると考えられていた点からすると，サラモンが秋田藩内の感恩講を引き合いに出した意図は，米国だけではなく，日本にも古くから財団とりわけ助成財団が存在していた事実を上げたかったということになるだろう。

20世紀を象徴する「近代的な」非営利組織に先立つものとして，米国非営利組織研究者によって世界へ発信されたのが，ともすると「前近代的」組織の典型である日本の「講」組織であったことに，筆者は長らく高い学術的関心を抱いていた。こうした背景もあり，感恩講を取り上げることにした。

さらに，国立民族学博物館に一新講社の「看板」が収蔵されていることを発見した（写真1，2参照）[4]。後述するように，一新講社は明治に設立されたが，設立時には，「一新講」と名乗っていた。図らずも，感恩講と同じく「講」である。また，一新講は，東海道に散在する宿を講員とする「講」である。宿を講員とするということは，講員の資格として「宿」を経営する者という制限があったということであり，現代的な表現を使用すれば，同業者による業界団体であると考えられる。さらに，調べていくと，一新講については，大島延次郎が資料の収集を熱心に行い，それが栃木県立文書館に所蔵されていることも分かった。研究を実施するのに，必要な史料へのアクセスが可能であることから，感恩講と合わせて一新講を取り上げることにした。

2.2　講の研究

ここで，講の研究について概観しておきたい。

講は，周知の通り，日本全国に古くから存在し，「僧尼が仏典を考究するための学会的サークル活動をもって第一の出発点としていた」（桜井 1962: 585）ことも，通説となっており，また，現代では少なくはなったが，明治以降も数多く存在していたの

写真 1　国立民族学博物館所蔵の一新構社の標札（表）

写真 2　国立民族学博物館所蔵の一新構社の標札（裏）

で，さまざま観点から研究がなされている。

代表的なものとして，歴史学から，真宗における仏教的講を研究した笠原一男（笠原 1942）の研究，社会学の立場から，日本の村落について，「同族結合の村」と「講組結合の村」との二分法による理論を形成した福武直（福武 1949）などの研究がある。

個別の講研究は各研究分野から様々行われている。文化人類学の観点からは，ジョン . F. エンブリー（エンブリー 1978）の『日本の村　須恵村』の中にも，講の活動が村の内部で行われるものとして描かれている。さらに信仰との観点からは，寺社参詣などの研究において，冨士講や大山講は盛んに研究されている[5)]。日本型経営システムにおける雇用関係を「講」システムと解釈した，吉田和男の研究（吉田 1995）なども存在する。

多数の講に視野を広げて講全体についての研究を総合化しようと試みたり，多様な講を分類しようとしたりするものについては，民俗学の果たした役割が大きい。その集大成ともいえるのが，桜井徳太郎の『講集団成立過程の研究』（桜井 1962）である。桜井は「民俗学的立場から」と，断りを入れているが，当時の現存する講を調査し，歴史学や社会学の文献にも丁寧に当たって，講に関するグランド・セオリーを作り上げようとしている。とりわけ，講の中に時間的な要素を入れ，講生成過程の類型の動態的把握に努める必要を強調した点に特徴がある（桜井 1962: 528）。また，民俗学者の竹内利美は，多くの講集団の実態を調査し，それを機能別に ①宗教的機能を主とする講（宗教講），②経済的機能を主とする講（経済講）③社交的機能を主とする講（社交講）に分類した。さらに，庚申講を研究することで，結成形態の類型化を試み，①村落の連合によるもの，②村落一団として組織化されるもの，③村落内に分割組織されるものの三類型化を試みている（竹内 1990）。

長らく，このような講全般に関する関心を持った研究は途絶えていたが，最近になって，長谷部八朗編著による『「講」研究の可能性』（長谷部 2013）が桜井（1962）を土台に，新しい講研究の可能性を探った意欲作として上梓された。長谷部は講の結社的側面に注目して，「講」研究はより広い分析視座のもとで，新生面を切り開く可能性があることを指摘している（長谷部 2013: 11–12）。

こうした既存研究でわかることは，個別研究で講の特徴を探ろうとしたり，講という各地に多様に存在する組織体を帰納法的に分類することで講の本質をつかもうとしていたということである。

講研究が帰納法的研究にならざるを得ない理由は明らかである。「講」という名称

を使用するのに，ある要件を満たした組織しか使ってはならないという規制，言い換えれば，名称独占規制が存在したこともなければ，逆にこういう業務を行うには「講」という組織でなければならないという業務独占規制が存在したということもなかったからだ。つまり，「講」という名称を使用するにあたってルールや規制があったわけではないということである。それ故に，ある地域では「結」と呼ばれていたものが，別の地域では「講」と呼ばれていたということがありえるのである。したがって，一義的に「講とは何か」ということに関しての答えは容易には出てこない。

そのことを踏まえたうえで，本稿では，現代の非営利組織研究を使い，民法成立前の講の組織が，現代的な非営利組織の特性をどの程度有していたかを検証したい。ここで非営利組織研究とは非営利組織を対象とした学際的研究のことを言う。また，今回の研究方法で重要なのは，「時間を区切って止める」ことである。したがって，対象は二つの講の「設立から民法施行前まで」の状態として，「過去の組織に現代理論を当てはめる」研究手法を採用する。その意味で従来の法制史的研究とはやや方法を異にする[6)]。また，過去の組織が現存していることだけをもって，連続性があるとするのではなく，時間を区切ったときの組織の特性が，近代的な要素を有しているかどうかという観点から連続性を論じる。

2.3　非営利組織論的研究としての感恩講と一新講

本稿で取り上げる感恩講及び一新講については，先にみた「講とは何か」あるいは「講の本質を考慮するような」講研究という文脈ではほとんど無視されていた。全国の講を網羅的に記述した桜井（桜井 1962）の中にも，講を鳥瞰し分類した竹内（竹内 1990）にも，その名称すら出てこない。

ただし，感恩講については，法学者の間で関心を持たれていた。民法施行年に財団法人として設立が許可され，さらに，戦後は，社会福祉事業法に基づき，社会福祉法人に改組し，現在まで存続していて，講の中でもこれだけ史料の豊富な講もそう多くはないと思われる。法制史的に言っても，感恩講は，日本で最初の財団法人の 1 つであったことも，学術的には大きな意味がある。

法学者の中川善之助（中川 1931）が関心を寄せ，それを同じ法学者の田中實（田中 1980）が公益法人としての秋田感恩講[7)] として詳細に研究し，今田（2006）も財団として感恩講を扱った。さらに青木美智男，庄司拓也（青木・庄司 2000）によって，膨大に残る秋田感恩講の文書が『近世社会福祉史料・秋田感恩講文書』としてまとめられた。その後，大杉由香（大杉 2007）が社会福祉史の観点から，秋田感恩講につ

いては，研究を行っている。このように，感恩講については法学者が最初に着目し，歴史研究者の手によってかなりの研究が進んだ。

また，一新講については，わずかに大島（大島 1936）が「旅宿として観たる講の発達」において研究の端緒を残している[8)]。大島は「旅宿」と示す通り，交通史との関連で研究の端緒を開いた。その後，長らく学術的な関心を示す者はなかった。ようやく 2013 年に，森悟朗（森 2013）によって，逓信総合博物館に残る一新講社創立書上を含む『宿屋規則集』の一部翻刻が出版されたので，今後研究は進展していくものと考えられる。森は大島（1936）の研究と同じく，旅宿関係の講である神風講社，浪花講[9)]，三都講[10)]，一新講の四つの講を取り上げたが，浪花講，三都講，一新講の三つの講については，参考程度にとどめられ，神風講社の定宿システムに重点を置いた研究を行った（森 2013: 201）。より強い関心は神風講社に向けられている。神風講社は 1872（明治 5）年以降，伊勢神宮の神宮教院によって組織化されたものであり，講の研究として，信仰との接点が強く，既存研究も多い神風講社に最初に関心が向いたものと考えられる。森は基本的は大島と同様の定宿システムに関心を寄せているのに対し，本研究は，非営利組織研究として行っている点は大きな違いである。

大島は一新講に関する資料を全国より収集した。それが「大島延次郎文書」として栃木県立文書館に所蔵されている。しかし，ほとんど研究としては手つかずの状態である。本研究では「大島延次郎文書」によって一次資料に大量にあたることができ，「大島延次郎文書」がなければ本研究は不可能であった（写真 3 参照）。一次資料の多さからいうと，一新講も豊富であり，今後とも，一新講の研究は拡大していくものと考えられる。

一新講は 1873（明治 6）年に設立され，解散年等は定かではないが，少なくとも民法施行後の 1912（明治 45）年の時点まで，明治時代ずっと存続していることが，栃木県立文書館の大島延次郎文書で確認できた（写真 3）。しかしながら，一新講は社団法人または財団法人として，設立許可を受けた記録が見当たらないため，法人格を有していなかったと推定される[11)]。同時期に存在していた感恩講が公益法人（財団法人）として設立されていたのにもかかわらず，一新講が法人格を持っていなかったと推定されるのは，一新講側が法人化に関心を持っていなかったか，あるいは，一新講側ないし主務官庁側がその活動を「公益」とは認識していなかったということになるだろう。法制上の位置づけとしては，「権利能力なき社団」ないし「人格なき社団」ということになる。

なお，公益法人制度は明治以降の大改正が行われ，2006（平成 18）年に，「一般社

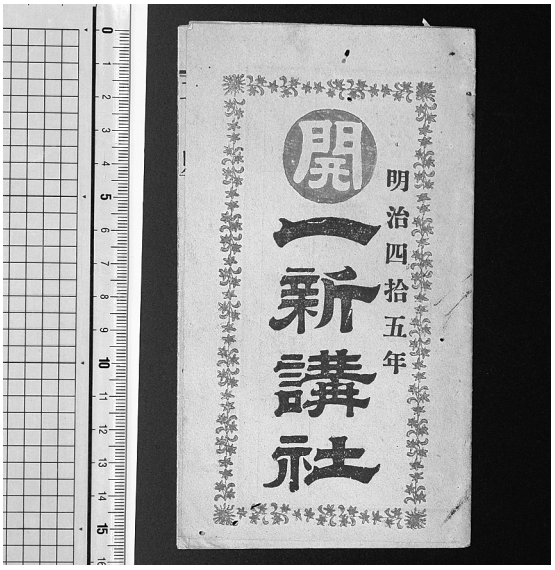

写真 3　栃木県立文書館蔵　大島延次郎文書　一新講社
判取帳 1912（明治 45）年（筆者撮影）

団法人及び一般財団法人に関する法律」（2006 年法律第 48 号。以下「一般社団・財団法人法」と称する）「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（2006 年法律第 49 号。以下「公益認定法」と称する）「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（2006 年法律第 50 号。「整備法」と称する）の公益法人改革関連三法が成立し，2008（平成 20）年 12 月 1 日から施行された。制度改革前すなわち 2008 年 11 月 30 日時点の公益法人のうち伝統的な講として存続していたものは, 当時の総務省データベースから角館感恩講や同心遠慮講などわずかしかなかった。

また，内閣府 NPO 法人ポータルサイトで検索してみたところ，「講」（講演や講堂などは除く）の名称を持つ特定非営利活動法人は，2013（平成 25）年 11 月末時点でゼロである。

3　感恩講

3 章 4 章においては，それぞれ，感恩講と一新講を事例として，設立の経緯，組織の目的，組織の運営を取り上げる。感恩講については既存研究を再配置し，一新講については，大島の資料を新規に活用しながら，両者について，設立の経緯，組織の目

的，組織の運営の 3 点を考察することによって，どのような組織だったのかを明らかにしたい。

3.1　設立の経緯

現在の秋田市の感恩講は秋田の商人那波三郎右衛門祐生（以下：祐生と表記する）が発起し設立したものである（田中 1980; 今田 2006; 青木・庄司 2000）[12]。

「天保五年一月御尋ねにつき感恩講発端からの大略御答書」（青木・庄司 2000）によれば，町奉行橋本五郎左衛門が，藩の御用商人那波三郎右衛門祐生に「育子」について相談した際，裕生は「三郎右衛門若年より困窮ニ沈、夫故生涯之内窮民施行備之願望起」と主張し，「育子」と「窮民」は同じ事の異名であるとして，窮民に対して資金提供を願い出ている。

祐生は「従来貯蓄してある百五十両と，別に二五〇両を十年年賦で拠出し，合計四〇〇両を藩に献上するから，それをもって知行高を買い入れ，恤窮（ママ）育児の資本とすれば，知行からの貢租米によって永続的に救済事業が可能との案」（田中 1980: 29）を当初提示した。つまり，当初案は講の設立ではなく，藩への寄付であり，運営は藩に任せるつもりだったのである。しかし，実際には，四百両を纏めて祐生が 1828（文政 11）年[13] に拠出したため，藩はその管理を祐生に任せた。いわば，出捐金は祐生一個人によるものである。このように「知行からの貢租米によって永続的に救済事業が可能との案」とは，財産を運用してその運用益を活動（窮民に対する資金）とするものである。

ところが，祐生は「その事業の重大さから，独力でやりとげることはむずかしい，と不安を感じて，多数の同士を募って協力することを考えついた」（田中 1980: 30）。翌 1829（文政 12）年祐生は 72 人から総額金 1,000 両，銀 10 貫目の献金予約を取り付け，口上書を藩に提出。すると献金者の数は 191 人に達し，その献金額も金 1000 両の増加となった。同時に藩から「上にもあらず、下にもあらざる」[14] ものとして「感恩講」と名付けるべき旨が発せられた。「上にもあらず」というのは，「お上の所有物ではない」という意義であろう。英語でいえば，nongovernmental に相当しよう。また，「下にもあらず」というのは，「農民・商工人の所有物ではない」という意義に解釈してもよいであろう。これを現代風にして意訳して英語で言えば，nonprofit ということもできる。すなわち，この部分を英訳すれば，nonprofit, nongovernmental (organization) ということになるだろう。

こうした不作時のための穀物の備蓄については，徳川幕府も盛んに友救令を出して

いた。祐生が中心となって作り上げた感恩講は，その中でも特筆すべき成果を挙げている。1833（天保 4）年，1834（天保 5）の秋田藩を襲った飢饉では，約 1,000 戸，孤児 120 人に対して救援の手を差し伸べ，延べ 43 万人に施米をした（今田 2006: 14）。秋田藩領で 5 万人の餓死者の出る中，救恤対象地区では，死者ゼロだと記録されている（田中 1980: 38）。

明治維新後，廃藩置県に際しては，藩が消滅し，それとともに藩の別会計財産の形にあった感恩講の備高も官没の処置を受けた。感恩講そのものに対する廃止令こそ出されなかったものの，一時的に事業の継続はきわめて困難になった。「祐生設立に係る感恩講は専ら久保田町民救済を目的としたもので，次いで土崎湊町にも設けられた。この二感恩講は廃藩によりその備高を失い一時危機に陥った所，明治七年大蔵省は金六千円を下賜，十三年更らに五万三千三百五十二円余されたので漸やく再興の基礎ができたといわれている」（秋田県 1977: 1187）とあるとおり，官没に対応する形で大蔵省から下賜金が出された。田中も「下賜金は陥没した財産の代償」と見なしている（田中 1980: 39）。

このように，新政府からも再度お墨付きを得たものの，活動の継続については何度も困難な局面を乗り越えている。その 1 つが訴訟である。1884（明治 17）年，献金者であった村山某外 2 名から，秋田始審裁判所に，所有権確認，帳簿謄写その他併せて 3 カ条の勧解申立が出されたのである。裁判の結果，翌 1885（明治 18）年 2 月，人民には所有権のない旨の申渡があり，原告請求は棄却された（田中 1980: 42）。

1887（明治 20）年 9 月に，第二の訴訟，同年 11 月になって，第三の訴訟が起こった。いずれも，感恩講における寄附者の共有権の主張と，管理者による寄付者に対する説明責任を求めたものである。

裁判所の判断は，財産は無形人たる感恩講自体に帰属するのだから，構員には共有権はなく，また年番は講員代表というのでもない。義捐者と講との関係は，社員と会社との関係とは異なる。管理者たる年番が事務の情況を説明するのは徳義上適当な処置といえるが，それは法律上の義務ではないとして，原告請求は認められないとの判決が 1888（明治 21）年 6 月 8 日に言い渡されている。本件は大審院まで行ったが，判決は覆らなかった。

田中は，この裁判について

> 本件訴訟の原告側の認識では，感恩講の組織を社団的に理解していたようで，寄付者を講員すなわち社員なるものとして考え，そこから社員の権利が存在するものと主張していたわけである。これに対して，被告側は，感恩講の組織を財団的に理解し，したがって社

員たるものは存在せず，社員の権利もない，としていた。法律論としては，そこに紛争の一根拠がみられる。（田中 1980: 48）

と述べている。

3.2　組織の目的

感恩講の目的は，設立の経緯で明らかな通り，窮民救済にある。また，「講」という名称を使用しているが，宗教色や信仰に関わることはどのような資料からも出てこない。前述のとおり，窮民救済の目的は，天保の大飢饉で如何なく発揮された。また，秋田藩の久保田町という比較的狭い範囲での拠出であり，「地域性」は明確である。しかしながら，救済される人と祐生など資金を提供する人とは一致せず，救済対象の要件としても，資金を提供した人に限られるような単なる互助組織ではない[15)]。また，拠出者の人数 191 名と延べ 43 万人の救済者との直接的な関係はなく，その点で外部に開かれた組織といえる。

なお，1850（嘉永 3）年に出金額に応じて袴や裃の着用許可の栄誉を藩が与えるようになった（青木・庄司 2000: 12）。

明治に入った後，度重なる裁判の後，1892（明治 25）年に『感恩講慣例』（5 章 31 条及び補則 1 条と付則 3 条よりなる）が整備された。これはそれまでの組織運営の慣例をまとめたもので，日本の法学の礎を築いたボアソナードの校閲のもとにできあがっている（青木・庄司 2000）[16)]。『感恩講慣例』の第 2 章の活動について田中は次の通り明確に事業を公益活動と呼んでいる。

第 2 章「救恤」（5-13 条）は，本講の目的である公益活動を具体的に指示したもので，秋田の一定区域で，独り暮しの寡婦，不具廃疾者などのほか「窮困ニテ老幼ノ家族多キ者」を対象に（6 条）一日当たり一人につき白米ニ合六勺を標準として食料を現物給付し，その日数は原則として 1 カ月，2 カ月または 3 カ月以内としている。（田中 1980: 51）

さらに，明治政府による資産の官没にもかかわらずその後下賜金が提供されたこと，民法施行後，最初の公益法人（財団法人）として設立が許可されたことからみても，明治政府も感恩講の組織の目的を公益目的であると判断していたことが明白である。

なお，内務書記官井上友一の指導により，1905（明治 38）年に秋田市内に児童保育院を設置，活動の幅を広げた（田中 1980: 55）。さらに，第二次世界大戦後は，農地改革により，感恩講所有の田畑も解放され，財政的な危機にあうが，1951（昭和

26）年の社会福祉事業法によって，翌 1952（昭和 27）年に社会福祉法人に改組，公費の支出が認められ，活動継続が可能になって現在に至り（青木・庄司 2000: 14），設立以来，一貫して公益活動を行っている。

3.3　組織の運営

1830（天保元）年の『感恩講会料見積り』という史料は講の献金者の会合の予算を見積もったものである。これによって，200 人余の献金者の中から，24 名が年間 15 回の会合を行う予算が作成されていたことがわかる（青木・庄司 2000: 146）。

その後，感恩講は「年番」と呼ばれる者によって運営されたとお上に報告している。『天保五年一月御尋ねにつき感恩講発端からの大略御答書』には，「感恩講発端より連綿之年番」として那波三郎右衛門をはじめ 7 名が記載されている[17]（青木・庄司 2000: 21）。

那波三郎右衛門の名称は祐生以降も連綿と引き継がれており，「年番」という名称でありながら，那波三郎右衛門を含む一部の人は，長期間にわたって「年番」を務めていたと思われる。田中は「感恩講運営について那波氏等一部の者が年番として事務を専ら処理してきたことを快く思っていなかった人々」がいたことを訴訟の背景として上げている（田中 1980: 42）。基本的には年番による運営はその後も継続していたのであり，『感恩講慣例』の第 3 章（14-19 条）にも，3 人以上 7 人以下の「年番」，3 人以下の「用掛」，及び 7 人以下の「下役」が定められている。以上のうち，用掛と下役には一定の俸給が与えられるが，年番は全く無給のものとされている（19 条）。現代の「一般社団・財団法人法」に対応させれば，「年番」は理事，「用掛」は重要な使用人，下役は職員ということになろう。

また，大杉は，『感恩講図絵』を手がかりに，下役について，貧困者の実態を見て，具体的な支援の程度を決めていた，現在のソーシャル・ワーカーのような仕事を行っていたと推定している（大杉 2007）。

いずれにせよ，組織上の運営の重要事項は，7 名以下の無給の「年番」によって行われており，那波三郎右衛門は子孫に亘って感恩講の運営に重要な役割を担っていた。

1898（明治 31）年 3 月 14 日に当時の那波三郎右衛門は下記理由で藍綬褒章を授けられている。

> 別紙内務大臣申牒秋田県秋田市川端三丁目那波三郎右衛門賞与の件審査候処左の如し資性淳厚倹素家を治め精励業を守る殊に父祖の遺緒を纘て力を感恩講に竭し多く有志を誘て専

ら慈恵を務む偶々撤藩置県に際し本講の原禄を公収せられ先世の貽謀将に廃絶せんとするを歎し再三陳疏遂に之を挽回し爾来鋭意講資を増殖し軌範を紹述し奔走提奨益々普及を図り講社を開設すること十三町村賑済の業大に挙り管理の法愈々備はる貧氓其沢を享くる者幾んと三万人私材を費す一万四千余円に及ふ洵に公衆の利益を興し成績著明なりとす因て褒章条例第一条及明治十六年第一号布告并金銀木杯金円賜与手続に拠り藍綬褒章に金盃1個（第二十一号）併賜相成可然と認定候条此段上申す
（「那波三郎右衛門へ藍綬褒章并金盃下賜ノ件」国立公文書館文書）

廃藩置県に際して財産を一旦は公収されたものの陳情の結果それを挽回し，講資を増殖したとある。一定の財産の集合体をずっと維持していたということである。

設立後59年後のことであり，「父祖の遺緒」とあることから，感恩講の運営は，代々の那波三郎右衛門に世襲されていたことが明らかである。

4　一新講

4.1　設立の経緯

それでは，次に「一新講」について，見てみよう。

設立の経緯は，1880（明治13）年5月に内務省に提出した文書に記載されている（逓信総合博物館所蔵）[18]。この文書は時期的に言えば，自由民権運動の高まりから，明治政府が集会条例を1880（明治13）年に定め，同年4月6日には，既存の結社に対しても，届出を求めた「集会条例制定ニ付従前全会結社ノ者モ更ニ届出シム」（国立公文書館所蔵）に基づいたものと思われる。時期的に，同年5月の日付はこれに符合する。

提出文書は，創立の経緯，規則，1875（明治8年）に浜松県知事に提出した文書などからなるが，ここではそれぞれの文書の最初の文の文言を使用し，提出文書全体を「一新講社創立書上」，創立の経緯を「奏上書」，規則を「同盟結社一新講社則」（上款，下款よりなる），設立時に浜松県知事に提出した文書を「奉懇願候」と呼ぶことにする。

前述したとおり，このうち，「奏上書」と「同盟結社一新講社社則」については，森が翻刻をしている（森2013）。

「奉上書」によれば，設立は1873（明治6）年。静岡県の平民の杉本榮助が発起人となり，士族の淺川行篤を講元として社則を編纂した。袋井宿[19]の旅人宿営業をしている本多留平が講元代理となって，「東奔西馳内地諸道ヲ巡回シ各所旅店ノ就中直

實ナル者ヲ撰ビ」とあり，旅店のうちから，直実な業者を選んで，講を組織している。また，東東京迄を「山東社中」，駿河を「駿地社中」，遠江を「遠地社中」として，毎区毎に「周旋掛」を配置したとあるので，少なくとも創設時においても東東京から駿河までの空間的な広がりを持っていたことがわかる。この広がりは，後年，東海道を越えて次々と拡張している。

さらに 1875（明治 8）年 11 月に全社中で協議して，発起人及び講元を廃して，一般同盟結社「一新講社」と改称して，運営は各地の周旋掛に委任したことになる。

したがって，同組織の正式名称は「一新講」で，後の 1875（明治 8）年に「一新講社」と改称された。その直前の 1873（明治 6）年 8 月 18 日付の「奉懇願候」では，「講社」ではなく「講」のままである。

また，国立民族学博物館所蔵の看板にある「搆」の字ではなく，この段階ではともに「講」の字が使われている。上記の「奉上書」を裏付けるように，杉本榮助，淺川行篤両名の名が記載されている，1873（明治 6）年 9 月の「判取帳」[20] が現存している。この「判取帳」とは，縦 15–20 センチ，横 10 センチ –15 センチ程度の大きさのもので，中に一新講社の構成メンバーである宿が，宿場駅ごとに記載されている。発行は，毎年ないし数年毎に行われており，時代が経るにしたがい，旅行者に便利なような目印や名物の食べ物なども記載されるようになった。この点については「奉懇願候」では，「社連名ノ判取帳ヲ施ス旅人此帳簿ヲ以テ往復セシ者大ニ便宜ナル事ヲ知必ス傷害ヲ抱カス」と説明している。

大きさからいっても，旅行者が「判取帳」を持参して，一新講社の加盟店を泊まりながら，判を貰って街道を進んだものと思われる[21]。

1873（明治 6）年 9 月の一新講の判取帳には，袋井宿のところで，「本田や留平」と「多」の文字が「田」になっているものの，「奏上書」に記載された内容と一致する記述が確認できる（写真 4，5，栃木県立文書館蔵）。「奏上書」によれば本多留平は講元代理となって，街道筋から優良な旅社業者を選んで，講のメンバーを選別した重要人物である。袋井の宿は遠江の地にあるから，「遠地社中」の周旋掛として本多留平が発行した「標札」[22] が国立民族学博物館所蔵のものであろう。

また，1875（明治 8）年には「全社中の協議」すなわち現代的な表現を使用すれば「社員総会」により，名称とガバナンスの変更を決定している。「発起人及講元ナル者ヲ廃シ更ニ社中一般同盟結社一新講社ト改称」，「講社関スル百般ノ事件ハ懇皆各地周旋掛エ委任シ」という点からすれば，「発起人及び講元」の権限ないし利害調整機能を廃して，各地の周旋掛へ委任しており，ガバナンス自体が，この時点で大変化した

写真 4　袋井宿に本田や留平の名がみえる 1873（明治 6 年）の判取帳（栃木県立文書館蔵　大島延次郎文書）

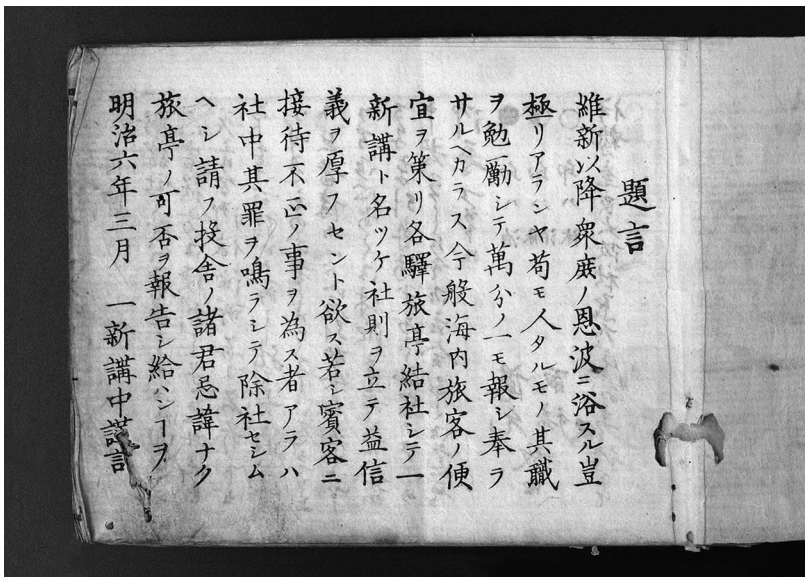

題言

維新以降衆庶ノ恩波ニ浴スル豈
極リアランヤ苟モ人タルモノ其職
ヲ勉勵シテ萬分ノ一モ報シ奉ラ
サルヘカラス今般海内旅客ノ便
宜ヲ策リ各驛旅亭結社シテ一
新講ト名ツケ社則ヲ立テ益信
義ヲ厚フセント欲ス若シ賓客ニ
接待不正ノ事ヲ為ス者アラハ
社中其罪ヲ鳴ラシテ除社セシム
ヘシ請フ投舍ノ諸君忌諱ナク
旅亭ノ可否ヲ報告シ給ハンヿヲ
明治六年三月　一新講中謹言

写真 5　1873（明治 6）年の一新講定宿帳　前書き（栃木県立文書館蔵　大島延次郎文書）

ことになる。「講」から「一般同盟結社」へ移行することによって，平等的関係を強め，「発起人及び講元」という組織の代表制を撤廃したことになる。いずれにせよ，「講」や「講社」に関する法制度はなく，これらの変更も内部ガバナンスに属する問題であり，この変更は「講員」全体のアイデンティティに属する問題であったと言ってかまわない[23]。

4.2　設立の目的

それでは設立の目的は何であっただろうか。大島延次郎は江戸時代より，旅籠にて飯盛女等が風紀を乱していたことを指摘し，江戸末期から明治初期にかけて，浪華講，三都講，東講，榮世講，文明講[24] など，今に言う旅館業関係の講の設立がこうした風紀の乱れや安全の不安を取り除くために，相次いで設立されたと述べている（大島 1936）。

「判取帳」は旅人が持ち，各地の講員である旅店を廻るから，「判取帳」は不特定多数のものが閲覧しうる公開文書である。1873（明治 6 年）発行の「判取帳」前書きには設立の目的に関して，以下のように述べられている。

> 維新以降衆庶ノ恩波ニ浴スル豈極マリアランヤ苟モ人タルモノ其職勉勵シテ萬分ノ一モ報シ奉ラサルヘカラス今般海内旅客ノ便宜ヲ策リ各駅旅亭結社シテ一新講ト名ツケ社則ヲ立テ益信義ヲ厚フセント欲ス若賓客ニ接待不正ノ事ヲ為ス者アラハ社中其罪ヲ鳴ラシテ除社セシムヘシ請ウ接舎ノ諸君忌諱ナク旅亭ノ可否ヲ報告シ給ハンヿヲ
> 明治六年三月
> 　一新講中　謹言

すなわち，「旅客ノ便宜ヲ策リ」顧客からの「信義を厚くせんと欲す」とあり，顧客へのサービスの質を担保することで信用を得ようとすることが目的であり，大島の指摘とも符合する。このように，信義を厚くし，その信用の象徴として「標札」を提供している。つまり，顧客から見れば，安心・安全な宿泊の目安に，一新講が当該の宿に信用を与え，そのシンボルとして「標札」が存在するのである。

「判取帳」が一般公開文書とするならば，1875（明治 8）年の「奉懇願候」は役所へ提出しただけのもので役所も公開義務はないものである。そこではどのように記載されているであろうか。

「衆人旅泊保護ノ爲」を目的としてあげ，具体的には以下の 5 点を列挙している。

第一に旅人の権利を尊重すること。第二に軽便を行うこと。第三に信義の交わりを厚くすること。第四に貴賤に関係なく慇懃に貴ぶこと。第五に規則を遵守すること。

その結果，「信義本年ニ至テ社中ノ名義衆人ニ普ク通シ繁榮ノ基礎相立追々盛大ニ行ハレ有志ノ同名欣喜頻リニ不絶然」とあって，講のメンバーの繁栄の基礎ができたと共益性を強調している。第一に顧客である旅人の保護をあげているが，結果としての「繁栄の基礎」を目指しており，今日でいう業界団体の嚆矢である。

4.3　組織の運営

組織の運営は，謹言の中で述べられた，社則に基づいて行われる。1875（明治 8）年の社則（以下引用においては「定則」と称する）が，栃木県立文書館に現存している。縦約 60 センチメートル，横約 90 センチメートルの和紙に定則が記載されている。また，1880（明治 13）年の「一新講社創立書上」には，上下二款（上款 14 条，下款 14 条）の規則が記載され，内務省驛遞分局に提出されている。

「定則」によれば，まず「布令遵守」を掲げ，「就ク休泊御客様方大切ニ御取扱一の申ハ勿論來着發途の時ハ、當家夫妻乃内之を迎送し」と，細かな顧客サービスを講員に要求し，さらに，「御本人之望を乞ハざる酒肴、又ハ娼妓等を勸め候義ハ尚更堅く可制置事」と，逆に顧客の要求しない過剰サービスを戒めている。また，「膳部夜具等之粗末無之様可致、常に心掛けにも有之且沐浴場及ヒ厠等之掃除向ハ別て繁く爲行届不潔無之様致し置くへき事」と，風呂場やトイレの掃除にまで言及している。これは衛生面に着目したもので，興味深い。

最も驚くのは，罰則の厳しさである。「組合同盟之者本業ニ怠り放客之取扱向ニ就き粗漏之風聞あれは最寄世話人より之を譴責し、若し改心致さる時ハ講元へ通し脱社除名ハ勿論、新聞紙ニて公告可致事」とあり，顧客からの情報に基づき，厳しい譴責処分さらに除名処分を科し，ならびに新聞での公告まで行うという，徹底した倫理規律遵守を講員に課すことで，信用を得ようとするものであろう。大島は「かくまで旅客の待遇に留意して，専ら講の振興に努めたから，忽ち世の好評を博して，諸種の講中最も廣く諸国に普及し，永く榮えて，旅籠をして今日の旅館にまで發達せしめたのである」（大島 1936: 71）とその運営方法を礼賛している。

現代風に言えば，最初の布令遵守はコンプライアンスの徹底であり，その他の項目は業界内の倫理規定である。

「一新講社創立書上」の中の「同盟結社一新講社則」には，より詳しく内部規律が定められている。上下二款にしているのは，上款が全国の一新講社の社中の規則で，下款が各地組合において，その土地に合わせた形で定めることとしたためである（上款第 1 条）。提出されているのは，そのうち山東社中のものである。上款第 2 条で社

則の遵守義務を定めている。

入会資格として「貸座敷営業ノ者ハ入社ヲ許サス」（上款第5条）として，旅館業者のみの社員の得喪条件を付している。また，上款第7条には除社規定を置き，「衆議ノ上除社スル事アルヘシ」と，「定則」の除名規定ほど過激ではないが，規律遵守を怠ったときの罰則規定を明確にしている。春と秋に社中協議会への原則としての本人出席を義務付けている（第9条）。

山東社中の規則下款には，興味深い記述が多い。上款第7条に定めている除社規定の手続きを具体化し，「不深切」（ママ），「不都合」であると客から「忠告得ル時」は世話人から本人に連絡し「改心セサル時ハ衆議ノ上除社スルコトアルヘシ」（下款第3条）と，情報の出所を「客」として，現代に通じる顧客中心主義が謳われている。ここで除社に際しては「標札」を「取上ル」こと（下款第4条）。また，「社員ハ一切他ノ社へ入社スルコトヲ許サス」（下款5条）として，その罰則として「他社へ入社スル者ハ背約金百圓世話人ニテ犯ス者ハ背約金百五十圓ヲ科シ断然除社シテ標札フララ等一切講社ノ目印トナルモノ取上ル事アル」と，二か所にわたって標札を取り上げることを規定している。このことから，一新講社の組織としての重要性は，各講員たる宿屋に信用を与え，そのシンボルとしての標札を付与することとなる。また違反者には罰金とともに，除名し，その信用の象徴としての標札を取り上げることを行っているのである。

「大島延次郎文書」には，明治期の様々な時代に発行された「判取帳」が収集されており，それを見ると，発行のたびに，「定宿」として名前の挙がっている旅館が変わっている。これは1つには，急速に発達した鉄道網によって，江戸時代の宿場町に栄えていた旅籠などが，盛衰を繰り返した痕跡と捉える事ができるだろうが，それとともに実際に除社が行われた可能性も否定できない。

なお，国立民族学博物館収蔵の標札については，「搆」の文字を使用していたのはごく一時期の例外であること，「判取帳」の中に「本多（田）留平」の名称が見えるのは初期に限られること，1885（明治18）年1月の判取帳の中に，写真1，2と同様の図が示されていることなどから，1885（明治18）年前後に作成されたものと推定される。

5　現代の非営利組織と比較した感恩講と一新講

3 章，4 章においては，感恩講と一新講の組織について，設立の経緯，組織の目的，組織の運営について明らかにしてきた。本章においては，現代の法制度や非営利組織論を援用しながら，明治民法施行前の両講について，現代的な意味での非営利組織としての特性を持つかどうかを見ていきたい。

5.1　JHCNP の「構造―作業定義」による非営利組織としての実証

それでは，現代の非営利組織の特性とは何かということが問題になるだろう。国際的な非営利組織研究においては，JHCNP において使用されたサラモンらの「構造―作業定義」と呼ばれる非営利組織の定義が定着している（Salamon-Anheier 1997: 33–34）。これによれば，「非営利組織」とは以下の 5 つの特性を有しているものをいう。

1. 組織化されたものであること
2. 民間のものであること
3. 利益の非分配の制約があること
4. 自己統治性があること
5. 自発性があること

以上の 5 項目である。この 5 項目を満たしたものは，現代理論において非営利組織と同定し得るので，この 5 項目を明治民法施行前の感恩講，一新講の状況に当てはめてみよう。

第一に「組織されたものであること」とは，法人格の有無をいうのではなく，組織としての実質性をいう。形式要件である法人格を有していれば，この規準は簡単に満たすことができるが，今対象としているのは，法人制度ができる前の両組織についてである。したがって，両講ともその当時は法人格を有してはいない。法人でないものについては，サラモンらは①定期的な会合を有しているか，②管理者が存在しているか，③手続きの規則があるか，または，④ある程度の組織的な継続性があるかという 4 規準を示している（Salamon and Anheier 1997: 33）。これらはどれか 1 つを満たすことでかまわないのであるが，感恩講の場合には，「感恩講会料見積り」によって，会合費用の予算化までされていた史料が残っていることから，①の定期的な会合の存在は満たす。②の管理者の存在が「年番」というもので明らかである。また，定款に相当する『感恩講慣例』が 1892（明治 25）年に整備されたことはすでに述べた。③の

手続きの規則『感恩講慣例』であり，これも満たしている。④の組織の継続性については，民法施行までに69年の歴史を有していたことで証明できる。

一新講についても，①の定期的な会合については，春と秋に開催が義務付けられている「同盟結社一新講社則」が現存しているし，実際の全社中の協議が史料（「奏上書」）で確認されている。また「講元」「周旋人」という形の管理者が存在しているので②も満たす。「定則」という規則は現存しているので③の手続きの規則の存在も満たす。民法施行までに設立から25年を経ており，④の組織の継続性も満たしている。

したがって，両講ともに，①から④までのすべての規準を満たし，「組織されたもの」であることがわかる。

次に，民間性である。組織的に政府から離れているものであっても，政府によって運営・管理がコントロールされ，政府の一部とみなされる組織がある。現代でいえば，独立行政法人などがその典型である。これらは英語でGONGO（government organized non-governmental organization 政府組織化非政府組織），あるいはQUANGO（quasi-autonomous non-governmental organization 準自律的非政府組織）などと呼ばれる。民間であることとは，政府でもなく，かつGONGO,QUANGOでもない意味であり，この点も両講ともに，民間人からなる意思決定組織を有しているから，満たしている。

次に，非分配制約であるが，これは企業ではないことを示す指標である。株主のような存在はなく，また，出資者に利益が分配されることが『感恩講慣例』，『一新講定則』には記載がないことから，これも満たす。

第4の自己統治性とは，独自の意思決定機能や内部ガバナンスの存在のことを言う。この点もすでにみたとおり，感恩講では「年番」によるガバナンス機能が立証されており，また，一新講でも，全社中の協議により名称の変更などが決定された史料の存在が確認されている。

最後の自発性については，強制された参加や寄付のみで構成されていないことを意味する。感恩講は，資金面は自発的な寄付によるものであり，自発性を満たす。また，一新講についても，街道筋の宿屋すべてが参加するものではなく，強制されていないので，これも自発性を満たしている。

以上の通り，現代の非営利組織論研究の視点からいってもすべての規準を満たしているので，2つの講は，現代理論から見た非営利組織としての特性を明治民法施行前にすでに有していたことになる。

5.2　感恩講と一新講の対照性

これまで，感恩講と一新講によって，明治民法成立前の「講」組織が，現代の非営利組織として考えられうる特性を有していることを明らかにしてきたが，それだけでは単に2つの講の事例として終了してしまう。そこで，感恩講と一新講を様々な要素に分解することによって，2つの事例から一般論としてどのようなことがわかるのか指摘していきたい。

この作業をする中で，感恩講と一新講は互いに好対照を示すことが明らかになった。理論的に非営利組織は様々な形で二分できるが，2つの講の対照性を理解することによって，事例は2つでしかないけれども，非営利組織の有する特性が民法施行前に存在していたことを証明したことになるだろう。

また，逆に理論的な背景を持つ二分法が講研究の類型化にも影響を与えるものと思われる。そこで，感恩講，一新講を現代理論や法制度に照らして，組織形態としては「人格なき社団」と「人格なき財団」，目的としては「公益」と「非公益（共益）」，利害関係者の範囲は「地域型」と「離散型」，ソーシャル・キャピタルは「橋渡し型」と「結束型」という点で，それぞれがどのような特性を持つかを考察してみよう。

5.2.1　社団と財団

感恩講と一新講社の状況を見てきたが，どちらも明治の民法施行時に現存していた民間の組織である。

実際に社団とは何か，財団とは何かというのを突き詰めていくと法制的定義に頼らないといけないのだが，明治の初期はその法律もないわけである。そこで法制的定義に依拠しつつ社団，財団を考察してみよう。

改正前民法における社団法人，財団法人に関して林修三は次のように説明していた。

> 社団法人というのは，社員，会員など名称はいろいろであるが，多人数があつまって一つの集合体，団体を形成したものについて，それを構成する個々人とは別の法律上の人格を，その集合体，団体に与え，これを法人としたものである。ここの構成員は，その法人の財産，債務についての持分権を持たないが，何らかの形で法人の意思決定に参加し得ることになっている。財団法人というのは，一定の財産，あるいは，その集合体をもとにして，これに法人格を与え，同時にその財産を管理運営する組織の設けられているものである。
>
> （林 1976: 26）

したがって，改正前民法下では，明示されていたわけではないが，社団法人の場合には，相当額の会費収入が見込める社員数がなければ設立が許可されず，また，財団法人の場合は，基本財産というものが法律上必須にされており，やはり相当額の財産がなければ，設立が許可されなかった[25]。したがって，一般的には，社団は一定の目的のもとに組織化された人の集合体で，財団は一定の目的のもとに組織化された財産の集合体と考えられる。

林は「社団，財団の区分は，民法上の公益法人以外の法人についても存在する」（林 1976: 26）と述べているが，この区分は法制的な定義だけにとどまらず，非営利組織研究にとっても有効な二分法であろう。法人成りしていない組織，「人格なき社団」，「人格なき財団」についても，社団と財団の区分がある。「人格なき社団」，「人格なき財団」は税法上の用語である。また，同様に，民法上権利能力との関係で，ほぼ同義で「権利能力なき社団」，「権利能力なき財団」が使用される[26]。ここでは法人格との関係がよりわかりやすいように「人格なき社団」「人格なき財団」の用語を使用した。なお，沖縄の「門中」を「権利能力なき社団」とした最高裁判例（1980 年 2 月 8 日民集 34-2-138）が存在する。

「人格なき社団」とは林（1976）の社団法人の定義から法人格の部分を抜いたもの，すなわち「社員，会員など名称はいろいろであるが，多人数があつまって 1 つの集合体，団体を形成したもので，ここの構成員は，その法人の財産，債務についての持分権を持たないが，何らかの形で法人の意思決定に参加し得ることになっているもの」で法人格が与えられていないものが「人格なき社団」にあたると考えられるので，これを規準として使用しよう。

同様に「人格なき財団」とは，同じく林（1976）の財団法人の定義から法人格の部分を抜いたもの，つまり「一定の財産，あるいは，その集合体を有し，同時にその財産を管理運営する組織の設けられているもの」を規準として考える。

このような定義にしたがえば，5 章でみたとおり，感恩講は保持すべき財産の集合体を一度は明治新政府によって没収されたが，下賜金として取り返し，その後も増やして保持していたことが明らかになっている。さらに，「年番」という理事に相当する人たちの意思決定によってその財産を管理運営する組織を有していたのであるから，この定義に従い「人格なき財団」であったと結論付けることができる。これは，裁判の結果とも，後の財団法人としての設立許可とも符合する。

ちなみに，設立直後は，祐生が個人資産を拠出し，活動は，拠出すなわち助成であり，米国の財団分類からいうと，「独立財団」[27] に相当するものであった。その直後，

広く寄付を募り，その結果，「独立財団」から，地域社会から広く支援を受けた「コミュニティ財団」[28] 型に変更したことになる。こうした米国財団類型との親和性もあって，サラモン（1994）が，1829 年設立の感恩講を日本の財団と呼んだことも頷ける[29]。

また，対する一新講は，社員たる講員を有し，かつ全社中の議により重要な決定（名称の変更など）を行っており，また，除社処分も衆議によるところから，この定義に従い「人格なき社団」であったといえる[30]。また，一新講は公益法人としての設立許可の記録がないので，明治民法施行後も，引き続き「人格なき社団」であったことが推定される。

なお，これまで講研究の分類では，社団型講，財団型講という分類がないが，現代組織との連続性を考慮した場合に，このような分類法も一考の価値があると信じる。

5.2.2　公益目的と共益目的

次に両講の目的に着目してみよう。非営利組織の目的の一般的な二分法は「公益―非公益」である。「非公益」というのは非常に範囲が広くなるが，その代表として考えられているのは「共益」である。「公益」とは，通説では「社会全体の利益すなわち不特定多数の利益」（我妻 1965: 136）と解されていた。前述のとおり，「公益―非公益」については，明確な規準があったわけではなく，旧民法下では主務官庁の裁量によって決定していた。ところが，公益認定法では「公益目的事業」というものを法的に定義し，公益目的事業を主たる目的とするものであることを公益の認定の要件としている。具体的には第 2 条 4 号で公益目的事業の定義として「学術，技芸，慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって，不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう」となっている。公益認定法の別表では，たとえば，第 3 号に「障害者若しくは生活困窮者又は事故，災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業」が掲げられている。これでもまだ判断の幅は生じるだろうが，従前の法律に比べると非常にはっきりしている。そこで，2 つの講でも，この規準に従って「公益－非公益」を考えてみよう。

感恩講は，田中が「日本における公益活動のルーツ」（田中 1980）と評価したとおり，困窮者に対して施米を提供することを目的としていたわけである。これは公益認定法の別表の「生活困窮者の支援を目的とする事業」に相当すると考えられる。次に，「不特定かつ多数の者」の利益になっているのかというと，史料からは，地理的な限定はあるようである。しかし，「寄付をした者に限る」といったような限定では

なく，ある地理的な区域に住む「窮民」に対する援助であり，地理的な限定を行うのも，運営上の合理性があると考えられることから，「不特定多数者の利益を目的としている」と判断できる。

一方，一新講は前述のとおり顧客へのサービスの質を担保することで信用を得ようとすることが目的である。確かに旅人の便益になるという点では公益的要素を完全には否定することはできない。また設立当初は，厳しい社則で加盟する旅宿の質的向上を図っていることが「判取帳」で明白に分かる。しかし，時代を経るにつれ，「判取帳」の中身は，除名の記載などがなくなり，旅人の便宜を図る情報の提供といった共同宣伝に近いものとなってくる。さらに，競合相手となる他の旅店講への参加を非常に厳しく禁じており，その構造からして，同業の中のグループ化を促進しているのであって，業界団体，共益団体としての特徴を濃厚に出しているといえる。現代の税法上の共益的法人の行う事業の定義である「その会員から受け入れる会費により当該会員に共通する利益を図るための事業」（法人税法施行令 3 条 2 項）に相当すると考えられ，一般的には共益団体として捉えることが自然であろう。

以上のように，感恩講は，公益型の非営利組織として，また，一新講は共益型の非営利組織として考えることができる。さらに，明治民法が公益法人だけに法人格の道を与え，共益型の法人には法人格取得の手段がなかったのであるから，これを厳格に適用した場合[31]，感恩講が公益法人として設立が許可されたのに対して，一新講が「人格なき社団」としてそのままであったこととも符合する。

なお，講研究の分類では，これまで目的に着目して公益的講，共益的講という分類はないが，現代組織との連続性を考慮した場合に，このような分類法も一考の余地があろう。桜井は「講が地域社会の各分野において互助・協力の仕組みとして考案され，育成された組織体」（桜井 1985: 190）と述べ，基本的には互助組織すなわち共益目的の団体としての認識を持っているが，実際に感恩講の事例などがあり，さらに秋田県史（秋田県 1997）によれば，土崎感恩講，秋田東部感恩講，地方の感恩講には大館田郷，鷹巣栄，男鹿，能代港，角館，横手，浅舞，増田，亀田，十文字，内ノ目，湯沢，駒形の 13 講が，何れも 1898 年から 1900 年に財団法人すなわち公益法人として設立が許可されていることからも公益的講の存在も無視できない[32]。

ただし，共益は公益の補集合ではない。二分法としてならば，上述の通り，「公益型―非公益型」とすべきであろう。したがって非公益型は「共益型」と「その他」に分類できる。この観点からの分類は，このように三類型になるはずである。この三類型は現在の公益認定法及び法人税の税法上の区分に符合する。

5.2.3　地域型と離散型

通常の「講」は，本来，時間と空間に拘束されて成立していたと考えられる。エンブリーに典型的に描かれたとおり，講は一部落を中心にせいぜい村落内に形成される地域性が極めて高いものである（エンブリー 1976）。福武（1949）にしても桜井（1962）にしても，講を農村社会との関係で論じていた。代参講と呼ばれる寺社参拝を目的とした講は，活動範囲は広域に属するが，講員の範囲は一定の地域に留まる（桜井 1936）。ここでは講員，講元など利害関係者の分布に着目して，一定の区域に限定されたものを「地域型」，利害関係者が連続する村落を越えて点在するものを「離散型」と呼ぶことにする。そうすると，感恩講も，対象となる人については特定していないものの，秋田市の久保田町という小さな地域に活動を限定しており，また，その後近くで別個のたくさんの感恩講が誕生しているので「地域型」と呼ぶことができるだろう。

一方，一新講は講員は設立時に東海道という空間に散在し，同業者団体としての職域による結びつきが，「一新講」の構造である。一新講は，最初は東海道の東京から遠江までで始まったが，「判取帳」の中身を見れば，それが中山道，京都，伊勢などにも広がっている。「判取帳」の改定のたびに空間的に広がっており，また，既述の通り，同じ宿場でもメンバーが入れ替わっている。

なお，離散型の講については，浪花講・三都講などをはじめとする，旅店を講員とする他の講にも同様の構造が見られる（大島 1936; 森 2013）。一新講は他社への入社を禁じていたことから，これらと競合していたのであろう。

離散型の組織にとって，社員総会にあたるメンバーの会合が開けるのかという点が興味深い。近代化前後の組織の場合には，交通・通信手段が現代とは格段に異なるからである。ところが，一新講の場合には，春と秋に年 2 回協議することが「同盟結社一新講社則」に定められているばかりではなく，1875（明治 8）年には実際の「全社中の協議」が史料（「奏上書」）で確認されている。一新講は当時の交通・通信を担う街道筋の旅店を講員としていたという利害関係者の特殊性から可能となったのであろう。この時代に「全社中の協議」が確認されている意義は非常に大きいと思われる。

5.2.4 「橋渡し型」と「結束型」ソーシャル・キャピタル

ソーシャル・キャピタルとは，人々の協調行動を活発にすることによって，社会の効率性を改善できる，信頼，規範，ネットワークといった社会関係の特徴をいう。物的資本や人的資本と並ぶ概念である（パットナム 2001，2006）。イタリア社会をソー

シャル・キャピタルの概念によって実証的に論じたロバート・パットナム（2001）によって，ソーシャル・キャピタルは，今や，社会科学上の最重要概念の 1 つになっているといってよい。その中でも，パットナムは，非営利組織の関係性の中にソーシャル・キャピタルの考え方を入れ，成員と組織の関係として，ロス・ギッテルとアヴィス・ヴィダルの用語（Gittell and Vidal 1988）を用いて，「橋渡し型（ブリッジング）」（あるいは包含型）と，「結束型（ボンディング）」（あるいは排他型）の二分法による区分を行った（パットナム 2006）。ソーシャル・キャピタルの諸形態のうち，メンバーの選択やあるいは必要性によって，外向きの開かれた組織を「橋渡し型（ブリッジング）」（あるいは包含型），内向きの指向をもち，排他的なアイデンティティと等質な集団を強化していくものを「結束型（ボンディング）」と呼んだ。この二分法が特に注目されているのは，結束型が伝統的な地縁，血縁関係団体に多いと考えられているものの，進化主義的に「ゲマインシャフトからゲゼルシャフト」（テンニス 1957）へと移行して前者が消えゆくものではなく，現代社会のソーシャル・キャピタルの中にしっかりと入って，むしろ内部の結束を強めるものであることを明らかにしたからであろう。

伝統組織と現代の非営利組織の特性の連続性を考えるうえで，ソーシャル・キャピタルの「橋渡し型」か「結束型」かという二分法は学術的重要性が高いものと考えるので，これらを二つの講に当てはめてみたい。

感恩講については，地域社会の人がある圧力を感じて全員入って抜けられないようなことがあれば「結束型」であるし，自発的に参加すれば「橋渡し型」である。現存する史料からは，設立時においてすら，賛同者は二段階に亘って増えたことを考慮すれば，地域の人全員が強制されて入ったものではなく，「橋渡し型」と考えられよう。

次に，支援を受ける側が，事前に拠出した人に限定されていたのであれば，同じく「結束型」になるだろう。しかしながら，もともとその資金の主要な部分は那波祐生個人が大部分を拠出し，「窮民」に対する支援が目的だったわけであり，拠出者と受領者は一致していない。そもそも弱者の支援が目的であり「橋渡し型」以外には考えられない。また，その受益者も，今田によれば 1910（明治 43）年時点で延べ 43 万 4000 余人ということであるから（今田 2006: 14），明らかに「橋渡し型」と結論付けることができる。

一新講は，入会・退会（除名）の規定が非常に明確である。入会資格としては，貸座敷営業者の入会を禁止し，旅館業者のみの入会としていることはすでに述べた。特に，特徴的なのは，除名規定であり，除名を厳しくすることで会員の質をコントロー

ルしている点で，典型的な「結束型（ボンディング）」組織となっている。さらに，他の講社への入会を禁じ，違反した者については百円もの罰金を科した。同盟者であることの象徴が「標札」なのである。パットナムの理論に従って言い換えれば，「信頼」つまりソーシャル・キャピタルの証が「標札」なのである。

5.3　一新講と現代の組織

本稿は，「感恩講」と「一新講」を事例にし，明治民法施行前の講と非営利組織の特性との共通性を明らかにしてきた。その中でも，特筆したいのは，一新講における結束型の与信供与機能である。一新講は現代組織に継承されているという証拠は 1 つもないが，宿泊業の業界団体はいくつか存在する。国際観光旅館連盟，日本観光旅館連盟，全日本シティホテル連盟などである。これらと一新講との特性の連続性を見てみよう。

今回の公益法人制度改革によって，1948（昭和 23）年設立の「社団法人国際観光旅館連盟」は「一般社団法人国際観光旅館連盟」に，1950（昭和 25）年設立の「社団法人日本観光旅館連盟」は「一般社団法人日本観光旅館連盟」にそれぞれ移行し，両法人は 2012（平成 24）年 10 月 1 日に合併，「一般社団法人日本旅館協会」となった。同法人の定款には以下の表記がある。

> 第 7 条　正会員については，会員資格基準を具備するか否かについて，一定期間ごとに定期再選考を行い，理事会の承認を得るものとする。
> （8-9 条略）
> 第 10 条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは，総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合，当該会員に対して総会の日から 1 週間前までに，理由を付してその旨を通知し，総会において弁明する機会を与えなければならない。（以下略）
>
> 「一般社団法人日本旅館協会定款」より引用

第 7 条は入会の条件であり，第 10 条が除名規定である。会員資格基準の具備を要件としており「結束型」を採用している。

また，1971（昭和 46）年設立の社団法人全日本シティホテル連盟は，入退会について以下のような規定である。

> 第 6 条　正会員は，ホテルから施設代表者として届け出のある者（1 ホテルにつき 1 名）であって，ホテルにおいて一定の施設及び設備を有し，社会的信頼が篤く，本連盟の目的に賛同し，ホテルを経営する者等につき理事会において審査し承認を得たものとする。

（第7条，8条略）
第9条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは，社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。
（1）本連盟の名誉を傷つけ，または目的に反する行為があったとき　（以下略）
「一般社団法人全日本シティホテル連盟定款」より引用

全日本シティホテル連盟も，一定の水準を担保する入会規定と，社団全体の信用を落とした場合の除名規定を明確に定款上記しており，「結束型」による信用の維持という一新講の文化的側面を継承している。

以上のように「講」というものを，現在の組織や組織運営への特性の連続性を前提として考えていけば，確かに組織名称の中に「講」を入れた組織は減ってはきているものの，「上にもあらぬ」（nongovernmental），「下にもあらぬ」（nonprofit）組織体は，「非営利組織（NPO）として，現代社会にも数多く存在しているものと考えられる。

6　おわりに

以上のように，現在の法制的な枠組みや現代理論をつかって，二つの講を考察すると，これらはことごとく対照的な組織であることがわかる。したがって，考察の対象としたのは，たった2つの講であるが，組織形態としては「人格なき財団」と「人格なき社団」，目的については「公益」と「共益」，利害関係者の範囲は「地域型」と「離散型」，ソーシャル・キャピタルは「橋渡し型」と「結束型」と，現代の非営利組織論の中の多様な要素の存在が確認できた。このことによって次のように結論付けることができる。

「講」には，名称独占規制も業務独占規制も存在しないということはすでに述べた。一新講の競争相手だった浪花講は，かつては浪花組という名称であった（森2013）。そのことからすれば，「講」でも「組」でも，あるいは「社」でも「団」でもよかったとも考えられる。つまり，民法施行前に人々が団体（社団ないし財団）を組織化した時に，組織体の一般的名称として使用されていたものの1つが「講」という可能性もある。講の中に現代的な「非営利組織」としての特性は明治民法施行前にすでに存在していたことから，現代であれば，人々は団体を作った時に講ではなくてNPOという名称を使うだけであって，従来は日本の中の非営利組織は「講」という名称が多用された時代があったというだけかもしれない。そう考えるならば，「日本ではNPOの歴史は10年にもならない」といった主張は，とても受け入れらないのであり，本

研究の結果，今田説を強く支持することになったといえる。ただし，講が組織体の名称でかつ名称の規制もない以上，講がすべて「非営利」だったということを意味しないことも付記しておきたい。

謝　　辞

本研究は，国立民族学博物館の各個研究 2009 年度「NPO の総合的研究」及び 2013 年度「NPO・NGO に関する総合的研究」の一環として実施した成果である。資料の使用・撮影・掲載の許可をしていただいた栃木県立文書館及び，同館蔵の大島延次郎文書の資料の掲載を快くご承認いただいた大島順一氏にも感謝したい。筆者が内閣府の公益認定等委員会の常勤委員に就任したため 2010 年 4 月から 2013 年 3 月まで研究が行えず，本稿は 2009 年に提出した一新講を中心とした論文を一旦取り下げ，改めて大幅に加筆修正したものである。

また，一新講と筆者とを出合わせる契機となった，標本資料収集を行った笹原亮二氏，企画展「世界を集める――研究者が選んだみんぱくコレクション」を立案・実行した吉田憲司氏の二人の同僚に深く感謝したい。

さらに，極めて貴重なコメントを査読者から懇切丁寧に多々頂戴し，原稿には大きく反映した。査読者に対し改めて謝意を表したい。資料の渉猟，確認にあたっては，人間文化研究機構による研究資源共有化システムの統合検索システムを活用することによって，極めて効率的に行われたことも付記したい。

注

1）　例をあげれば，公益社団法人日本水難救済会，公益社団法人大日本報徳社などがあげられる。
2）　ここで「法人格なき社団」，「法人格なき財団」は林の文章の用語からの引用である。一般的な表現は，「人格なき社団」，「人格なき財団」である。
3）　本稿においては NPO（Nonprofit Organization）を原則としてその直訳である「非営利組織」の表記で使用する。ただし，引用や一般的に使用される名称として，やむを得ず NPO を使用することがあるが，本稿においては両者は同義である。
4）　本稿執筆の契機となったのは，国立民族学博物館の開館 30 周年を記念して，2007 年に開催された企画展「世界を集める …… 研究者が選んだみんぱくコレクション」（実行委員長　吉田憲司）である。これは，その時点での国立民族学博物館研究者 56 名が館内の収蔵品を一品選んで，学術上の関心を記して展示する企画展である。筆者は一新講社の「看板」を取り上げた。標本番号 H0213145【標本名　看板（一新講社）カンバン（イッシンコウシャ）】資料の基礎データ：受入年度 1998 となっている。なお，受入者は，笹原亮二氏である。
5）　たとえば，平野榮次（平野 2004）。寺社参詣の観点から原淳一郎（原 2007）など。
6）　桜井（1962）の研究が典型であるが，通常の研究は過去から未来への時間の向きに研究を行う向時間研究（Prospective Research）であるが，ここでは，時間を限定した状態（本稿では民法施行前）で止め，現代理論や現代法制を遡って適用するという方法をとった。時間逆向研究（Retrospective Research）となる。
7）　秋田県史（1997）によれば，感恩講の設立の後，明治に入って土崎感恩講，秋田東部感恩講が設立された。また，地方の感恩講には大館田郷，鷹巣栄，男鹿，能代港，角館，横手，浅舞，増田，亀田，十文字，内ノ目，湯沢，駒形の 13 講があり，何れも 1898（明治 31）年

から 1900（明治 33）年に財団法人に組織替えした。また平鹿郡吉田村にも 1899（明治 31）年 4 月に設立された。このように秋田県内に多数の感恩講が設立されたため，最初の感恩講は，一般的に「秋田感恩講」と「秋田」をつけて呼ばれることが多い。本稿でも原則として「感恩講」を用いたが，誤解を受けやすいところや引用箇所において「秋田感恩講」を使用し，両名称を併用した。

8）　各時代の道中記を集めて出版した今井金吾の『道中記集成第 44 巻』には，「一新講明治六年頃」及び「神風講社・一新講社明治一八年刊」の二編が収められている（今井 1996）。

9）　江戸時代，文化年間（1804–1818）に大坂玉造の商人松屋甚四郎とその手代源助を中心に浪花組として発足。旅行する商人たちによる講が基となった（森 2013））。

10）　江戸時代，天保年間（1830–1844）に，大坂河内茂左衛門と江戸馬喰町苅豆屋茂右衛門が中心となり設立（森 2013））。

11）　国立公文書館にて同音別組織の「一心講社」の財団法人の設立及び解散の記録を発見した。同法人は京都府に存在していた教育関係の財団法人で，一新講とは無関係である（文部省 1927）。

12）　感恩講についての史料は，現在の組織である秋田市の社会福祉法人感恩講に所蔵されているほか，感恩講の江戸時代の主な文書は，青木美智男，庄司拓也の両名によって『近世社会福祉史料・秋田感恩講文書』として出版された（青木・庄司 2000）。『感恩講図巻』と呼ばれる，感恩講を題材にした絵画資料が，秋田県公文書館及び酒田市立光丘文庫に収められている。秋田市史編さん委員会近・現代部会編も市史の中で秋田感恩講を取り上げている（秋田市史編さん委員会 2005）。

13）　秋田県史ではこの年をもって感恩講が設立されたとしている（秋田県 1997）。

14）（青木・庄司 2000）所収の「天保五年一月　感恩講設立願書および年番に対する書付の写し」には「上ニあらす、下モニもあらさる所」（青木・庄司 2000: 23）となっている。ここでは（田中 1980: 37）の表記に従った。

15）　例外的に『感恩講慣例』の中に「長門三治ノ子孫貧困ニ迫ルトキハ県庁ノ認可ヲ受ケ別段ノ救助ヲ為ス可キモノトス」とあるが，長門三治は，かつて感恩講の備倉普普請のときに銭 10 貫文と人足 15 人を提供したことがあり，天保 2 年に，藩庁から特別な指示が出ているのが，明治時代まで継承されている（田中 1980）。

16）『感恩講慣例』は秋田の公文書館及び酒田市立光丘文庫に現存する。また，周知の通り，ボアソナードは日本における旧民法起草にあたって中心的な役割を果たした法学者である。

17）　那波のほか中谷久左衛門，塩屋善兵衛，羽田市右衛門，帯屋三四郎，加納亀蔵，加々屋富五郎である。

18）　公文書であるので，国立公文書館に何らかの文書が収められていないか探したところ，感恩講についてはいくつかの文書が存在しているが，一新講に関する文書については，現在までのところ国立公文書館では確認できていない。

19）　袋井市史（袋井市史編纂委員会 1978）には，特段の記述は見られない。

20）　表紙に「定宿」の文字が見えるものが後に発行されているので，大島がこれを「定宿帳」と呼んでいるが，前述の 1875（明治 8）年 8 月 18 日付の「奉懇願候」の中で「判取帳」の名称が出ているので，本稿では「判取帳」という名称を使用する。なお，「同盟結社一新講社則」には「定宿附きの道中記」の文言が見られる。

21）「同盟結社一新講社則」上款第 8 条には「定宿附きの道中記」は講員が自費で用意し，客には無償で提供することが定められている。

22）「奏上書」には「標札」となっているが，「判取帳」の中に「看板」の表記も見える。本稿では，引用する場合や一新講のメンバーである象徴的意味があるときには「標札」を用い，一般的な使用方法においては「看板」を使用する。

23）　1880（明治 13）年 5 月の「創立書上」によれば，この変更がその時点で役所に届けられた形跡が全くなく，そのことから本変更は内部ガバナンスに関わるものと考えられる。

24）　この中では，一新講を含めても浪華講が最も古い。

25）　2006（平成 18）年の公益法人関連改革三法では，この点が大きく変わった。社員については 2 名以上で，社団法人の設立が可能となり，財団法人においては，法律上の「基本財産」という概念の財産が必須ではなくなり，単に純資産 300 万円以上で設立が可能となった。その結果，法律的には人の集合体（2 名以上）に法人格を与えたものが社団法人で，財産の集合体（純資産 300 万円以上）に法人格を与えたものが財団法人であるという一般的な説明となった。

26）より厳格に言えば，最高裁判例から「権利能力なき社団」については，①団体として組織を備えていること，②多数決の原則が行われていること，③構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続すること，組織によって代表の方法，総会の運営，財産の管理その他団体としての主要な点が確定していることを要件としている。
27）「独立財団」とは，他の組織とは完全に分離して意思決定がなされる財団のことを言う。たとえば，「企業財団」などと区別されて使用される。（出口 1993）など参照。
28）「コミュニティ財団」とは，中核になる基本財産を基金の形で地域社会から集め，設立された財団のことを言う。（出口 1993）を参照。
29）但し，サラモン（1994）が感恩講を以て「日本の最初の財団」と主張する点については，十分に検証されていない。
30）明治民法が想定した組織の機関（社員総会，理事など）を民法成立前に有していたことになる。もちろん名称は異なるが，これらを拾い出すと次のようになるだろう。感恩講における「年番」は「理事」に相当，一新講における「社則」ないし「定則」は「定款」，「全社中の協議」は「社員総会」，「講員」は「社員」というような民法上の用語に置き換えることが可能である。
31）旧民法 34 条では，公益か否かについては，主務官庁が裁量権を有して判断していたのであり，厳格に適用すれば別であるが，時代によっては業界団体が公益法人として設立された事例も数多く存在する（橋本徹・古田精司・本間正明編 1986）。
32）注 7 参照。なお，このうち現存するのは秋田感恩講と角館感恩講だけである。角館感恩講は 2014（平成 26）年 1 月 14 日付で，一般財団法人への移行認可の答申が出された。

文献

1. 参考原資料

一新講
1873「奉懇願候」（一新講社創立書上」所収　財団法人逓信総合博物館所蔵文書。
1873「講元浅川行篤　発起杉本栄助　一新講」（判取帳）栃木県立文書館所蔵　大島延次郎文書。
1874「明治七年三月改　一新講」（判取帳）栃木県立文書館所蔵　大島延次郎文書。
1875「定則」栃木県立文書館所蔵　大島延次郎文書。
一新講社
1880「一新講社創立書上」，財団法人逓信総合博物館所蔵文書。
1880「同盟結社一新講社社則」財団法人逓信総合博物館所蔵文書。
1885「一新搆社」（判取帳）栃木県立文書館所蔵　大島延次郎文書。
1895「一新講社」（判取帳）栃木県立文書館所蔵　大島延次郎文書。
1904「一新講社」（判取帳）栃木県立文書館所蔵　大島延次郎文書。
1912「一新講社」（判取帳）栃木県立文書館所蔵　大島延次郎文書。
一般社団法人日本旅館協会
2012「一般社団法人日本旅館協会　定款」。
一般社団法人全日本シティホテル
2013「一般社団法人全日本シティホテル　定款」。
感恩講
1830「感恩講会料見積り」（青木・庄司 2000『近世社会福祉史料・秋田感恩講文書』東京，校倉書房　P. 146 所収）。
1834「天保 5 年 1 月御尋ねにつき感恩講発端からの大略御答書」（青木美智男・庄司拓也 2000『近世社会福祉史料・秋田感恩講文書』東京，校倉書房　所収）。
1898『感恩講慣例』秋田市，感恩講。
太政官
1880「集会条例制定ニ付従前全会結社ノ者モ更ニ届出シム」国立公文書館所蔵文書。
内閣
1898「那波三郎右衛門へ藍綬褒章并金盃下賜ノ件」国立公文書館所蔵文書。

文部省
1927 「財団法人一心講社清算結了届出書」国立公文書館所蔵文書。

2. その他

青木美智男・庄司拓也
2000 『近世社会福祉史料・秋田感恩講文書』東京：校倉書房。
秋田県
1997 『秋田県史　第五巻　明治編』秋田市：加賀谷書店。
秋田市史編さん委員会近・現代部会編
2005 『秋田市史叢書 11 近現代感恩講史料』秋田市：秋田市。
今井金吾
1996 『道中記集成　第 44 巻』東京：大空社。
今田　忠
1993 「非営利セクター確立のための制度改革」本間正明編『フィランソロピーの社会経済学』東京：東洋経済新報社。
今田　忠　編著
2006 『日本の NPO 史』東京：ぎょうせい。
エンブリー，ジョン . F.
1978 『日本の村　須恵村』植村元覚訳，東京：日本経済評論社。
大島延次郎
1936 「旅宿として観たる講の発達」『史學雑誌』47(10): 60–78。
大杉由香
2007 「明治近代化の中の公的扶助と私的救済――今何を学び取るべきか」東京：法政大学イノベーション・マネジメント研究センター編。
笠原一男
1942 『真宗教団開展史』東京：畝傍書房。
桜井徳太郎
1962 『講集団成立過程の研究』東京：吉川弘文館。
1985 『結衆の原点』東京：弘文堂。
サラモン，レスター
1994 「福祉国家の衰退と非営利団体の台頭」竹下興喜監訳『中央公論』（平成 6 年 10 月号）pp. 401–412，東京：中央公論新社。
「世界を集める――研究者の選んだみんぱくコレクション」実行委員会編
2007 『世界を集める――研究者の選んだみんぱくコレクション』吹田市：国立民族学博物館。
田中　實
1980 『公益法人と公益信託』東京：勁草書房。
竹内利美
1990 『村落社会と協同慣行』竹内利美著作集 I，東京：名著出版。
出口正之
1993 『フィランソロピー』東京：丸善。
1999 「ジョンズ・ホプキンス大学の国際比較プロジェクトの概要」NPO 研究フォーラム編『NPO が拓く新世紀』大阪市：清文社。
テンニス，フェルディナント
1957 『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト』杉之原寿一訳，東京：岩波書店。
中川善之助
1931 「感恩講法律史――日本法人史の一資料」『法学協会雑誌』49(7): 80–121.
橋本　徹・古田精司・本間正明編
1986 『公益法人の活動と税制――日本とアメリカの財団・社団』大阪市：清文社。
長谷部八朗編著
2013 『「講」研究の可能性』東京：慶友社。
初谷　勇
2001 『NPO 政策の理論と展開』吹田市：大阪大学出版会。

パットナム，ロバート D.
2001 『哲学する民主主義――伝統と改革の市民的構造』河田潤一訳，東京：NTT 出版。
2006 『孤独なボウリング――米国コミュニティの崩壊と再生』柴内康文訳，東京：柏書房。
林　修三
1976 『公益法人研究入門』東京：公益法人協会。
林　寿二
1972 『公益法人の研究』東京：湘南堂書店。
原淳一郎
2007 『近世寺社参詣の研究』京都市：思文閣出版。
平野榮次
2004 『富士信仰と富士講』平野榮次著作集 I，東京：秋田書院（初出は 1962 年，「大田区・品川区の富士講」『庚申』第 29 号）。
福武　直
1949 『日本農村の社会的性格』東京：東京大学協同組合出版部。
袋井市史編纂委員会
1978 『袋井市史』袋井市：袋井市役所。
森　悟朗
2013 「神風講社と浪花講・三都講・一新講社」長谷部八朗編著『「講」研究の可能性』pp. 181–226，東京：慶友社。
山内直人・出口正之編
2000 『ケース・スタディ　日本の NPO』豊中市：大阪大学大学院国際公共政策研究科 NPO 研究プロジェクト。
吉田和男
1995 「『講』システムの分配構造」『経済論叢別冊　調査と研究』8: 1–14。
我妻　榮
1965 『新訂民法総則』，東京：岩波書店。
Amenomori, Takayoshi（雨森孝悦）
1997 Japan. In Lester M. Salamon and Helmut K. Anheier (eds.) *Defining the Nonprofit Sector: a cross-national analysis*, pp. 181–214. Manchester and New York: Manchester University Press.
Gittell, Ross and Vidal, Avis
1988 *Community Organizing: Building Social Capital as Development Strategy*, Thousand Oake, California: Sage.
Salamon, Lester, M.
1994 *The Rise of the Nonprofit Sector*, Foreign Affairs 73(4): 109–122.
竹下興喜監訳レスター・サラモン「福祉国家の衰退と非営利団体の台頭」『中央公論』（平成 6 年 10 月号）pp. 401–412，東京：中央公論新社。
1995 *Partners in Public Service: government-nonprofit relations in the modern welfare state*, Baltimore: Johns Hopkins University Press. L. M. サラモン著　江上哲監訳 2007『NPO と公共サービス：政府と民間のパートナーシップ』京都市：ミネルヴァ書房。
Salamon, Lester M. and Anheier, Helmut K. eds.
1996 The emerging nonprofit sector An overview, Manchester and New York: Manchester University Press.
1997 *Defining the Nonprofit Sector: a cross-national analysis*, Manchester and New York: Manchester University Press.
Yamamoto, Tadashi ed.
1998 The Nonprofit Sector in Japan. Manchester and New York: Manchester University Press.